

令和元年度

労働対策促進事業

働き方改革相談指導等支援事業

募集要綱

令和元年 8 月



北海道中小企業団体中央会

労働対策促進事業 働き方改革相談指導等支援事業募集要綱

令和元年8月6日
北海道中小企業団体中央会

1. 事業目的

本年4月からの働き方改革関連法の施行に伴い、中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得等に円滑・適正に対応していくことが求められていることから、組合及び組合員が働き方改革関連法への対応のための取組を行うに当たって、専門家派遣による支援を実施します。

2. 支援対象となる者

働き方改革相談指導等支援事業（以下「支援事業」といいます。）の対象となる者は、次のとおりです。

- (1) 本会の会員である事業協同組合及び協同組合連合会、火災共済協同組合、信用組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」といいます。）
- (2) 本会の会員である事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合に所属する組合員（以下「組合員」といいます。）

3. 支援対象となる取組

支援事業の対象となる取組は、次のとおりです。

- (1) 働き方改革関連法の内容の周知・啓発、改正点やポイントとなる点等についての説明や解説など、組合員の働き方改革関連法への対応に資する組合による講習会等の開催（以下「講習会開催」といいます。）
- (2) 時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得など、働き方改革関連法への対応を円滑・適正に行うための組合又は組合員（以下「組合等」といいます。）の取組（以下「個別相談」といいます。）

4. 支援方法

専門家を無料で派遣し、組合等を支援します。派遣回数等については、講習会開催については1回、個別相談については1～2回程度とし、1回の派遣の時間は1.5時間を目安とします。

5. 全体スケジュール

【講習会開催】

日程	中央会	組合
8月6日 ※ 随時申請を受付し、予算に達した時点で受付を終了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">募集開始</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請書類</div>
原則として令和2年2月28日までに派遣を完了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">決定通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;"> 専門家と派遣日時及び場所について協議 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 【協議に当たっての条件】 (専門家) ・ 原則として組合等と同じ地域（支部エリア）に所在する専門家（旅費・謝金） ・ 謝金：1時間当たり20,000円上限 ・ 旅費：公共交通機関のみ支給。宿泊料は1泊9,500円上限 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">専門家へ依頼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">派遣内容通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">専門家派遣</div> <p>※ 1回派遣（派遣の時間は1.5時間を目安）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">講習会等開催</div>
専門家派遣終了後、速やかに		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 実績報告書兼支援評価書 （開催実績、専門家派遣による成果、専門家の評価を記載。開催次第、出席者名簿、写真等を添付。） </div>

【個別相談】

日程	中央会	組合等
<p>8月6日</p> <p>※ 随時申請を受付し、予算に達した時点で受付を終了</p>	<p>募集開始</p>	<p>申請書類</p>
<p>原則として令和2年2月28日までに派遣を完了</p>	<p>決定通知</p> <p>専門家と派遣日時及び場所について協議</p> <p>【協議に当たっての条件】 (専門家) ・原則として組合等と同じ地域(支部エリア)に所在する専門家(旅費・謝金) ・謝金：1時間当たり20,000円上限 ・旅費：公共交通機関のみ支給。宿泊料は1泊9,500円上限</p> <p>専門家へ依頼</p> <p>派遣内容通知</p> <p>第1回専門家派遣</p> <p>第2回専門家派遣</p> <p>※ 1～2回程度派遣(1回の派遣の時間は1.5時間を目安)</p>	<p>働き方改革関連法への対応を円滑・適正に行うための取組</p>
<p>専門家派遣終了後、速やかに</p>		<p>実績報告書兼支援評価書 (派遣実績、専門家派遣による成果、専門家の評価を記載。変更した就業規則や新たに定めた労務管理に関する様式等がある場合にはその資料を添付。)</p>

6. 申請方法

支援事業を受けようとするときは、(1)の書類を、(2)の方法に従って提出してください。

なお、講習会開催に係る申請は、組合のみ申請可能ですのでご注意ください(組合員は申請できません)。

(1) 提出書類

実施規程及び募集要綱を必ずご確認の上で、実施規程に定められた以下の書類を提出してください。

【講習会開催】

No.	提出書類	添付書類	備考
1	・申請書 【様式第1－講習会開催】		
2	・組合の概要 【様式第1－講習会開催 別紙】	組合員名簿	

【個別相談】

No.	提出書類	添付書類	備考
1	・申請書 【様式第1－個別相談】		
2	・組合の概要 【様式第1－個別相談 別紙1】 ・組合員の概要 【様式第1－個別相談 別紙2】	(別紙2の場合) 組合からの推薦書	組合か組合員かで どちらかを選択

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。(本会各支部を経由して提出していただいても構いません。)

イ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階
北海道中小企業団体中央会 連携支援部 (電話) 011-231-1919

7. 受付期間

令和元年8月6日(火)～随時受付

※予算に達した時点で受付終了となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

8. 暴力団関係者等の排除

申請に当たっては、次の事項のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

9. 申請後の手続・留意事項

(1) 決定通知

本会は、申請を受け付けたときは、申請書類を確認の上、速やかに、決定通知書により、専門家派遣を決定した旨を組合等に通知します。

(2) 派遣内容の協議及び通知

本会は、決定通知後、組合等と協議の上、派遣する専門家と派遣日時及び場所について決定します。

専門家については、原則として組合等の所在する地域（本会本支部が管轄する地域区分による地域を指す）と同じ地域に所在する専門家を派遣するものとして協議を行うものとします。

謝金及び旅費の支払については、以下の条件で専門家に依頼するものとして協議を行うものとします。

ア 謝金は、1時間当たり20,000円を限度とします。

イ 旅費は、鉄道賃等の公共交通機関の旅客運賃のみを支給するものとします。

ウ ただし、宿泊の必要がある場合は、1泊につき9,500円を限度として宿泊料を旅費に含めることができるものとします。

本会より専門家へ依頼を行い、派遣内容通知書により決定内容を組合等に通知します。

(3) 派遣完了期限

本会は、原則として令和2年2月28日までに、全ての専門家の派遣を完了します。ただし、組合等と協議の上、やむを得ない事情により本会が適当と認めた場合

に限り完了期限を超えて実施します。

(4) 派遣内容の変更

組合等は、派遣内容を変更する必要があるときは、あらかじめ本会与協議してください。

本会は、協議の上、変更が適正と認められ、派遣する専門家の了承を得られたときは、派遣内容変更通知書により、変更した派遣内容を組合等に通知するものとします。

(5) 実績報告

組合等は、予定していた全ての専門家派遣が終了したときは、実績報告書兼支援評価書を、速やかに本会に提出してください。

区分	実績報告書兼支援報告書の主な記載内容	添付資料等
講習会開催	開催実績、専門家派遣による成果、専門家の評価	開催次第、出席者名簿、講習会等の写真、その他参考となるものを添付
個別相談	派遣実績、専門家派遣による成果、専門家の評価	(変更した就業規則や新たに定めた労務管理に関する様式等がある場合にはその資料)

10. その他

必要な様式やその他の事項については、実施規程を確認してください。